

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 の一部改正について

令和7年5月

茨城県福祉部長寿福祉課

- 1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し・・・P1
- 2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し・・・P7
- 3 客席の車椅子使用者用部分の設置数に係る基準の見直し・・・P12

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

【ひとにやさしいまちづくり条例施行規則】

現行	改正後
1 箇所以上	各階に 1 箇所以上 ※小規模階や大規模階の特例のほか、設置免除の但書きについても規定

【バリアフリー法施行令】

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に 1 箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- ・ **建築物に 1 箇所以上**を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- ・ **各階に 1 箇所以上※**設ける。

<小規模階を有する建築物>（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

- ・ 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に 1 箇所以上※**設ける。

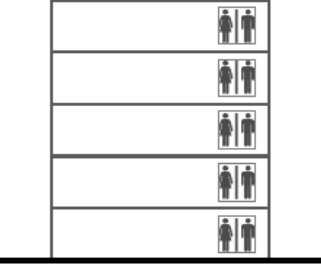
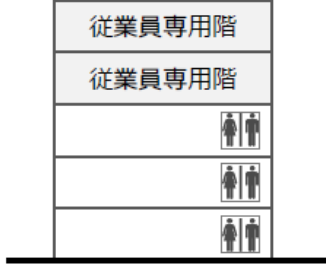
<大規模階を有する建築物>（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合） 階の床面積が

- ・ **10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に 2 箇所以上※**を設ける。
- ・ **40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に 1 箇所を追加※**する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（便所の設置基準）

(1) 多数の者が利用する便所（以下この項において単に「便所」という。）は、**特定の階に偏ることのない設置その他のこれらの者が便所を利用する上で支障がない位置への設置をするものとし、これらの者が利用する階**（直接地上へ通ずる出入口のある階であって、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの及びこれらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）**の階数に相当する数以上設けること。**

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
（例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある）

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（多数の者が利用する階から除外する階）

(1) 多数の者が利用する便所（以下この項において単に「便所」という。）は、特定の階に偏ることのない設置その他のこれらの者が便所を利用する上で支障がない位置への設置をするものとし、これらの者が利用する階（①直接地上へ通ずる出入口のある階であって、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの及び②これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、③これらの者の滞在時間が短い階④その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ	※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする	※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする	※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

「管理運営上やむを得ない階」の例

□ … 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（大規模階）

(2) 前号の規定により便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上（当該数が同号の規定により便所設置階に設ける便所（車椅子使用者用便房（腰掛便座、手すり等が適切に配置され、かつ、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されている便房をいう。以下同じ。）のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区分を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。次号アにおいて同じ。）設けること。

ア 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

イ 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便房の 設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2	4
当該階の 不特定多数の者等が利用する 便所設置数	2	3
当該階に設ける 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2以上	3以上

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（車椅子使用者便房の設置除外）

(3) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

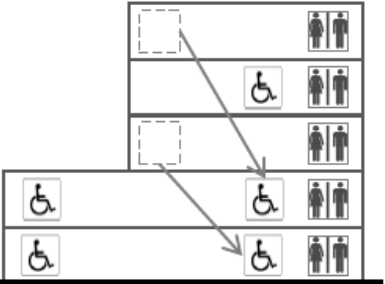
ア ①便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ ②前号の規定により便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合

ウ 次の（ア）又は（イ）に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める場合

（ア）男子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

（イ）女子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の 設置イメージ				
不特定多数の者等が利用 する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の 必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

1 車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（小規模階）

- エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって、床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有するものに、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に前号の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の便所及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房。オにおいて同じ。）を設ける場合
- オ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に1以上の車椅子使用者用便房を設ける場合（アに規定する施設がアに規定する位置にある場合を除く。）

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

【ひとにやさしいまちづくり条例施行規則】

現行	見直し案
「設けること」とのみ規定 注) 具体的な台数の規定なし	200台以下の場合、2%以上 201台以上の場合、1%+2台以上 ※昇降機や機械装置により自動車を駐車させる構造の場合における設置免除の但書きについても規定

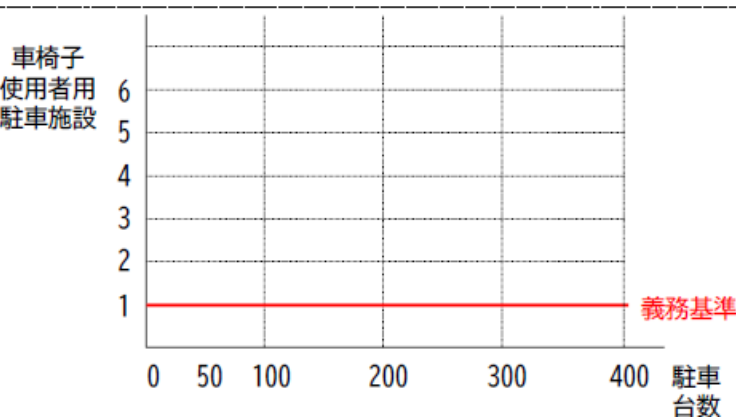
【バリアフリー法施行令】

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、駐車台数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

義務基準

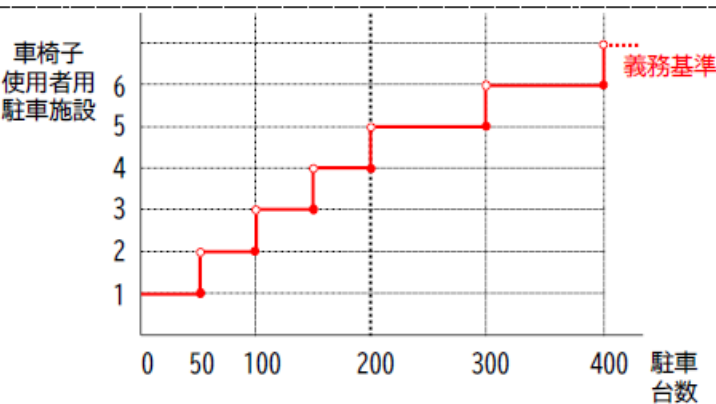
現行

- ・ 1台以上を設ける。



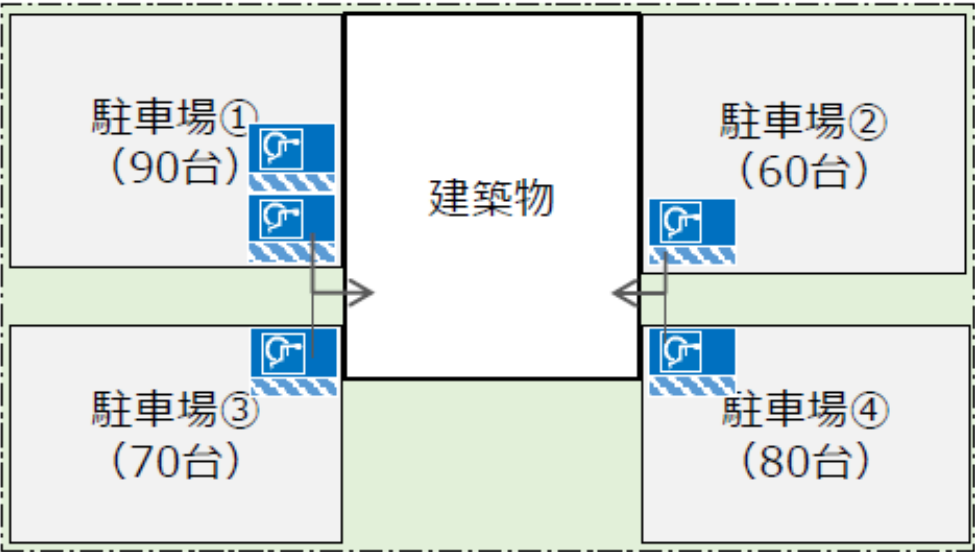
見直し案

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。



2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

- (1) 多数の者が利用する駐車場（以下この項において単に「駐車場」という。）には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。
- ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5 \text{ 台}$ ※駐車場①～④での配置は任意

2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し（機械式駐車場）

(2) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

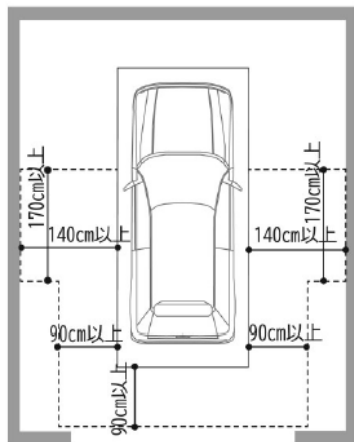
ア 駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（イにおいて「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次の（ア）及び（イ）に掲げる基準に適合する場合

（ア）当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

（イ）当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該機械式駐車場以外の駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上であること。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用 駐車施設の 設置イメージ	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式 駐車場※ (20台) ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式 駐車場① (90台) 機械式 駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分が バリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する ことが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用 駐車施設の 必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$台 $120 \text{台} \times 2\% = 3$台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = $21 \text{台} > 3 \text{台}$	駐車施設の総数 $100 + 90 + 80 = 270$台 $270 \text{台} \times 1\% + 2 \text{台} = 5 \text{台}$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = $11 \text{台} > 5 \text{台}$

2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し（増築等）

ウ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして公共的施設にすることを含む。以下このウにおいて「増築等」という。）を行う場合であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合

（ア）当該増築等に係る部分に駐車場を設ける場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める数

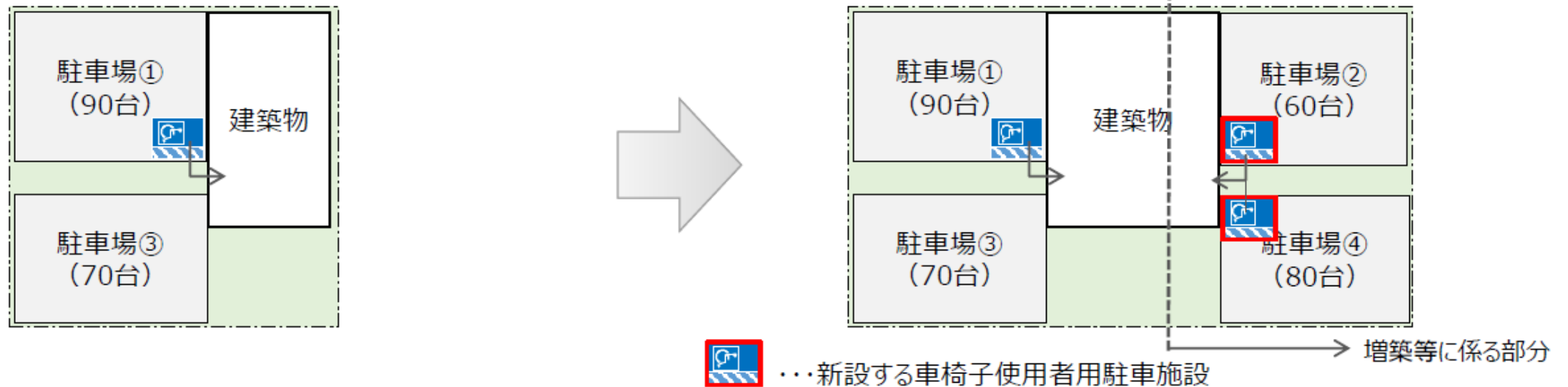
a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このa及びbにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

（イ）当該増築等に係る部分に駐車場を設けない場合 1

ケース1（①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合）

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



2 車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し（増築等）

ウ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして公共的施設にすることを含む。以下このウにおいて「増築等」という。）を行う場合であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合

（ア）当該増築等に係る部分に駐車場を設ける場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める数

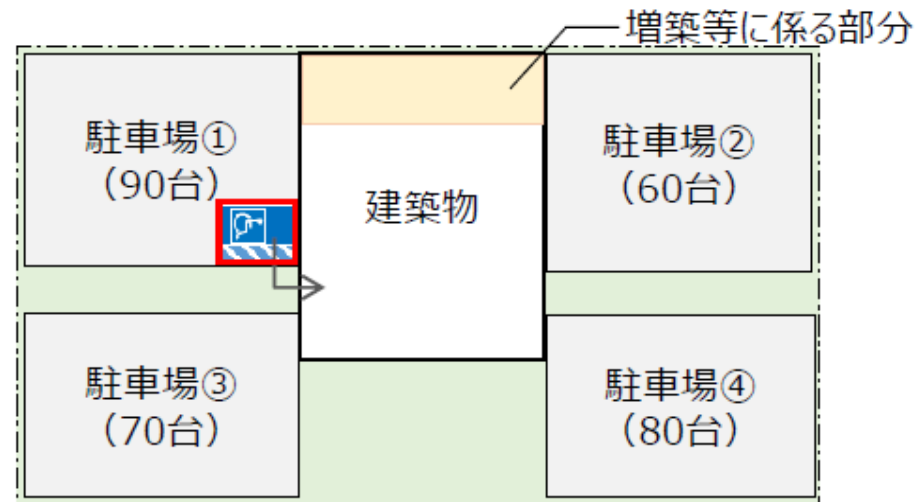
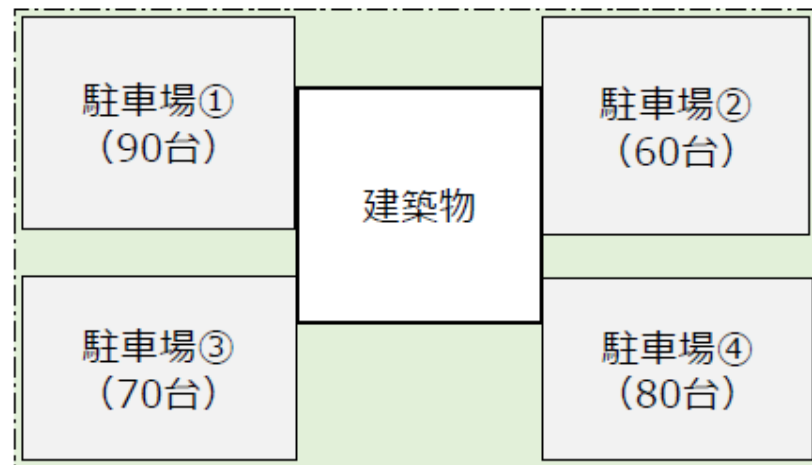
a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このa及びbにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

（イ）当該増築等に係る部分に駐車場を設けない場合 1

ケース2（②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合）

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



・・・新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①～④での配置は任意

3 客席の車椅子使用者用部分の設置数に係る基準の見直し

【ひとにやさしいまちづくり条例施行規則】

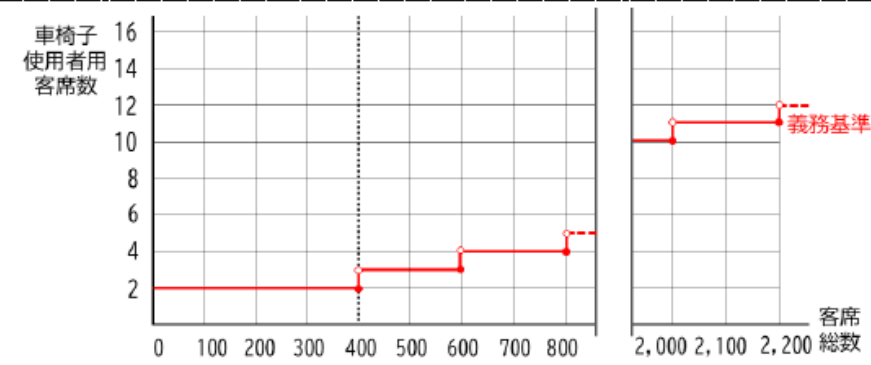
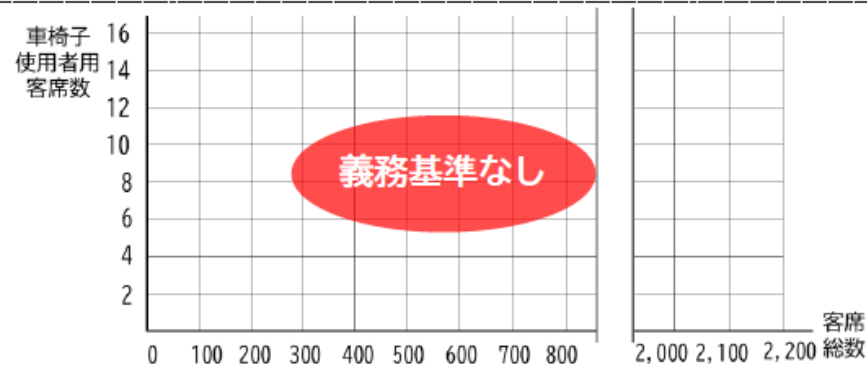
現行	見直し案
1 席以上 幅85cm以上、奥行110cm以上	400席以下の場合、2 席以上 401席以上の場合、0.5%以上 幅90cm以上、奥行135cm以上

【バリアフリー法施行令】

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

義務基準

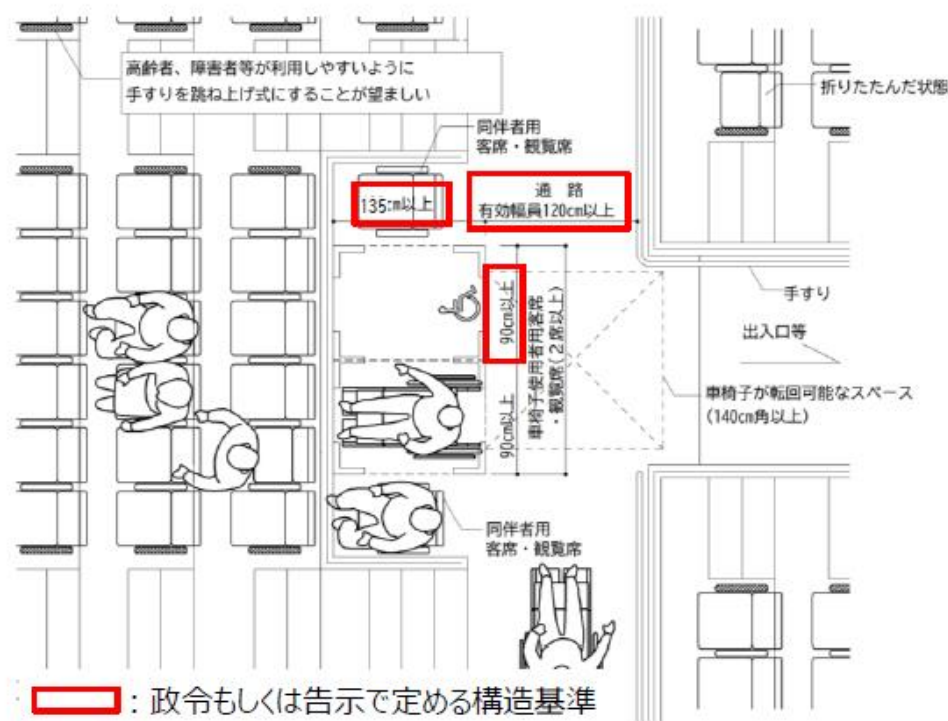
現行	見直し案
・ 基準なし	・ 400席以下の場合、2 席以上を設ける。 ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。 ※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



3 客席の車椅子使用者用部分の設置数に係る基準の見直し（車椅子使用者部分の構造）

- (1) 客席には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用部分（内のり幅90センチメートル以上かつ内のり奥行き135センチメートル以上の床面が水平である場所をいう。以下同じ。）を設けること。
- ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2
- イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

<車椅子使用者用部分の設計例>



	複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ			
	ロビー		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席
	2箇所以上	2箇所以上	3箇所以上